



令和8年4月1日

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂について

愛媛県では、標記指針を策定し、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進しているところですが、次のとおり一部改訂を行いましたのでお知らせします。

<主な改定内容>

犯罪被害者等の支援体制の強化を図るため、令和8年度から、新たに県・県警・(公社)被害者支援センターえひめ・市町等が連携し、犯罪被害者等への支援を行う「愛媛県多機関連携支援調整会議の開催」を追記

※詳細は別添を御覧ください。



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギョつとちゃん」

【問合せ先】

愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
消費・くらし安全安心グループ 二宮
電話番号 089-912-2336 (内線 2336)

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂 概要

1 指針について

犯罪被害者等の被害の軽減並びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指し、愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や施策の方向性等を示すものとして、令和6年3月に策定。

2 改訂概要

(1) 国の有識者検討会による「地方における途切れない支援の提供体制の構築」の提言を受け、本県の支援体制の強化策として、令和8年4月から運用する「愛媛県多機関連携支援調整会議の開催」を具体的施策に追加。

第3章 具体的施策（抜粋）

重点施策	具体的施策	
1. 総合的な支援体制の整備	1. 推進体制の整備(第10条)	愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置
		愛媛県多機関連携支援調整会議の開催
2. 相談・情報提供の実施	(省略)	
3. 早期回復・生活再建に向けた支援	(省略)	
4. 県民の理解の増進	(省略)	

追加

(2) その他組織改正等の軽微な変更

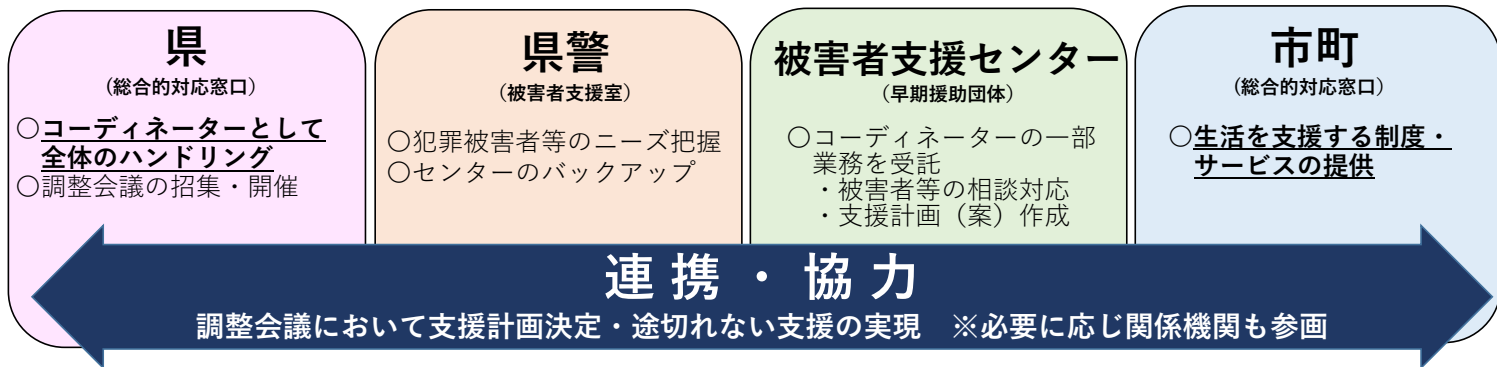
3 施行日

令和8年4月1日

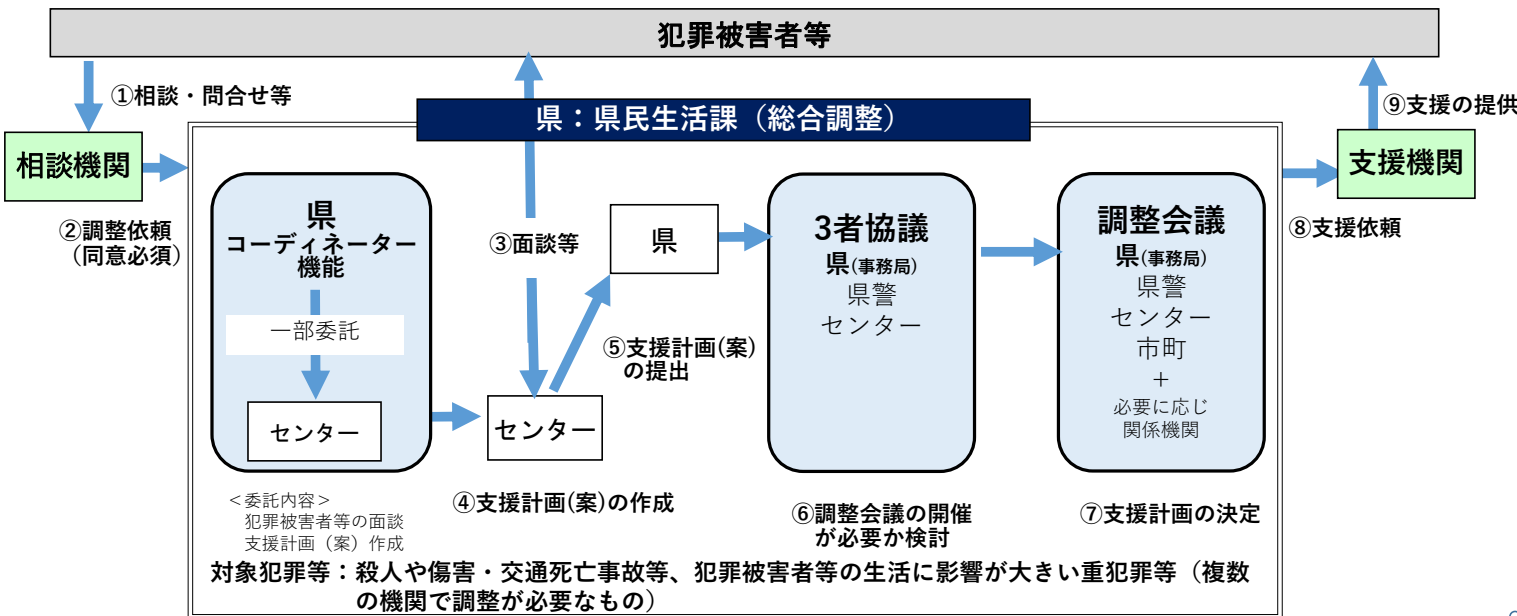
愛媛県多機関連携支援調整会議について

○目的	犯罪被害者等の多機関にわたる多様な支援のニーズの一元的な提供を図り、支援体制の連携・強化、途切れない支援の提供を行っていく。
○構成	県(県民生活課)、県警、被害者支援センターえひめ(センター)、市町、その他支援機関等
○運用開始	令和8年4月
○会議内容	県が支援先を調整するコーディネーターとして調整会議を開催し、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画を作成する等、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援について協議を行う。

【参画機関の役割等】



愛媛県多機関連携支援調整会議の流れ



<多機関連携支援調整会議による効果>

- ①犯罪被害者等の負担軽減
- ②支援内容の充実

これまで、犯罪被害者等が各相談機関に問い合わせるなど直接対応していた場合もあったが、多機関が協議を行う調整会議で支援計画を作成することにより、犯罪被害者等の手を煩わせることなく、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が提供される。